

○ 財務省告示第 199 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 6 月 11 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

財務大臣 加藤 勝信

（別表）

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 （物価連動・10 年）	第 21 回	100,000,000 円	101.68 円
〃	第 22 回	300,000,000 円	103.69 円
〃	第 22 回	1,000,000,000 円	103.72 円
〃	第 22 回	300,000,000 円	103.75 円
〃	第 23 回	3,000,000,000 円	103.34 円
〃	第 23 回	700,000,000 円	103.40 円
〃	第 23 回	700,000,000 円	103.49 円
〃	第 23 回	2,000,000,000 円	103.52 円
〃	第 23 回	2,000,000,000 円	103.59 円
〃	第 25 回	100,000,000 円	107.07 円
〃	第 25 回	1,000,000,000 円	107.27 円

〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	107. 29 円
〃	第 25 回	3, 500, 000, 000 円	107. 30 円
〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	107. 32 円
〃	第 25 回	300, 000, 000 円	107. 34 円
〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	107. 35 円
〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	107. 39 円
〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	107. 43 円
合 計		20, 000, 000, 000 円	